

令和 3 年 5 月 11 日

保護者の皆さまへ

仙台市子供未来局児童クラブ事業推進課

**新型コロナウイルス等特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の解除に伴う
児童館・児童クラブの利用について**

本市の児童館につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染者が増加していることを受けまして、令和 3 年 3 月 26 日以降、宮城県・仙台市緊急事態宣言発出期間中における市民利用施設を休館または利用の自粛を呼びかけることに伴い、令和 3 年 3 月 26 日（金）から 5 月 11 日（火）までの期間、乳幼児親子や小中高生の自由来館など児童クラブ以外の児童館事業を休止することとさせていただいております。

このたび、新型コロナウイルス等特別措置法に基づくまん延防止等重点措置が 5 月 11 日（火）をもって解除されることとなりましたが、宮城県・仙台市緊急事態宣言が引き続き 5 月 31 日まで継続することを踏まえ、5 月 12 日（水）からの児童館・児童クラブの対応については、以下のとおりとさせていただきます。

- ① 乳幼児親子の自由来館は、平日午前中の受け入れを再開いたします。
- ② 小学生以上の自由来館は、引き続き利用を休止いたします。

児童クラブにつきましては、これまで、手洗いやマスク着用、施設消毒やこまめな換気などの基本的な感染予防を徹底する等、引き続き、感染拡大防止に最大限配慮しながら受け入れを継続いたしますが、児童の安全確保のためには、児童クラブの密集性を緩和する必要があることから、可能な限り利用の見合わせ等にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

仙台市子供未来局児童クラブ事業推進課
電話：022-214-8176